

令和８年度

柴田町太陽の村の活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

１．目 的

柴田町太陽の村は、広大な芝生、ふわふわドーム等の遊具、蔵王の山々や太平洋を望む壮大な景色など、恵まれた自然環境を持ち、これまで多くの町民や訪問者に親しまれてきました。

しかし、既存施設の老朽化、交通アクセスの不便さ、自然環境等の魅力を十分に活かしきれていないという課題に直面しております。

令和７年度に実施したサウンディング型市場調査では意見・提案がありませんでした。その主な理由として、提案事項が幅広く参加事業者が具体的な提案を立案しづらかったこと、施設の現状など魅力が十分に伝わらず出しにくい状況であったと考えられました。

そこで、今年度については、提案事項を明確化し、容易に提案を構築でき、多様な参加業者の参加できる内容となっております。

本調査により、太陽の村が持つ潜在的な価値を最大限に引き出し、持続可能な運営と地域の新たな魅力を創出するため、民間事業者の皆様の自由な発想と専門的なノウハウに基づいた事業アイデアを段階的に募集し、対話を通じてその実現可能性を検証するため、サウンディング型の市場調査を実施します。

２．施設概要

別表のとおり

３．スケジュール

実施要領公表	令和８年８月１０日(月)
事前説明会	随時募集するため事業者説明会は、希望する事業者と日時を相談の上、個別に実施します。
現地見学（予約制）	現地見学は土曜、日曜、祝日を除く AM9:00～PM3:30
調査に関する質問提出期限 及び質問に対する回答	随時
提案書最終提出期限	令和８年９月１０日(木)まで
サウンディングの実施 （個別対話）	提案書の提出日に併せてその都度実施します
実施結果概要の公表	令和８年１２月頃

4. サウンディングの対象者

(1) 当該施設の指定管理先として関心、検討したい以下の者を対象とします。

- ・法人（営利法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）
- ・その他団体（任意団体、協同組合等）
- ・個人事業主

(2) 所在地の制限

対象者の所在地や住所地は、柴田町内に限定しません。

(3) 除外要件

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 柴田町の指名停止措置を受けているもの
- ③ 社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は柴田町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 2 号から第 4 号に該当する者
- ⑤ 国税、県税、町税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

5. タイプ別サウンディング

(1) 宿泊施設運営事業者、複合型運営事業者向け

- ・ホテル、旅館、グランピング、コテージ等の宿泊施設の整備・運営
提案項目：施設の魅力・活用構想
年間イベント・体験プラン
滞在期間延伸の工夫 等

(2) 体験・エンタメ事業者向け

- ・自然体験プログラム、アクティビティ、教育旅行受入等
提案項目：施設の魅力・活用構想
年間イベント・体験プラン 等

(3) 飲食・物販事業者向け

- ・レストラン、カフェ、物販施設、農産物直売所等
提案項目：施設の魅力・活用構想
年間イベント・体験プラン
想定される運営体制 等

(4) 地域活性化団体向け

- ・NP0、地域協議会、地元企業グループ等による地域活性化事業者
提案項目：施設の魅力・活用構想
想定される運営体制 等

(5) 上記以外にアイデア、町に対する要望、意見がございましたら自由にお聞かせください

※上記項目についてはすべてを満たす必要はありません。

また、様式等（参考様式あり）は自由に設定いただいて問題ありません。

6. サウンディングの手続き

(1) 実施要領の配布

配布期間 令和8年8月10日(月)～令和8年9月10日(木)

配布場所 柴田町公式ウェブサイト上からのダウンロード

(2) 事前説明会、現地見学は随時募集のため日時を個別に実施します。

(3) 質問の受付及び質問に対する回答（質問シートあり）

本調査に質問がある場合には、期限までに電子メールにてご提出ください。

なお、件名に【太陽の村サウンディング質問】としてください。（様式任意）

質問受付 令和8年8月10日(月)から

提出先 柴田町農政課 agradm@town.shibata.miyagi.jp

質問に対する回答は、質問をいただいたメールアドレスに対して回答いたします。

また、質問の内容によっては回答できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 提案書等の受付

提案書等の最終提出期限 令和8年9月10日(木) PM5:00

【提出物】

○エントリーシート ○暴力団排除に関する誓約書兼同意書

○提案書（参考様式）

提出部数 各1部

提出先及び提出方法 農政課まで持参、郵便又はメール

7. サウンディングの実施

提案書の提出日に併せてその都度個別に実施します

8. サウンディング結果の公表

公表日 令和8年12月頃

サウンディングの実施結果について、概要の公表を行います。

参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、あらかじめ参加業者に内容の確認を行います。

9. その他の留意事項

- (1) 対話内容は今後の事業化検討の参考にさせていただきますが、事業化を約束するものではありません。
- (2) サウンディング型の参加実績は、指定管理公募時における評価の対象とはなりません。
- (3) 事業提案に参加する費用等は、すべて参加者の負担となります。
- (4) 提出された提案書、資料等の返却は行いません。